

第6回広域行政のあり方検討会 会議録

日 時：平成30年2月16日(金) 10:10～12:00

場 所：関西広域連合本部事務局 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) これまでの検討会で提起された論点について ～中間報告に向けて～

3 閉 会

【配布資料】

資料1 広域行政のあり方検討会 中間まとめ (イメージ)

資料2 諸外国の地方自治等の特色

資料3 諸外国の地方自治制度

(参考資料)

参考資料1 道州制のあり方について (最終報告) の概要

参考資料2 地方分権改革の新たな推進手法の提案について

参考資料3 提案募集方式の見直しについて

参考資料4 関西広域連合設立後の新たな取組等

参考資料5 関西広域連合議会における広域行政のあり方検討にかかる質問
要旨及び答弁要旨の抜粋

参考資料6 関西広域連合議会における質問要旨及び答弁要旨 (地方分権関係)

参考資料7 国出先機関移管に関する調査結果概要 (抜粋)

参考資料8 広域行政のあり方と今後の広域連合の方向性に係る検討について

参考資料9 イタリアの地方自治 (巻末資料：投票用紙)

○事務局 お待たせをいたしまして申しわけございません。新川座長と北村副座長がまだご到着ではございませんが、定刻も過ぎておりますので、資料の確認等をさせていただきたいと存じます。

お手元に本日の次第。それから、資料1、広域行政のあり方検討会中間まとめ (イメージ)。それから、資料2、これはA3版が折り込まれていると思います。それから、資料3、未定稿・非公開の諸外国の地方自治制度。それから、参考資料でございますが、参考資料1「道州制のあり方について (最終報告) の概要」、参考資料2「地方分権改革の新たな推進手法の提案について」、参考資料3「提案募集方式の見直しについて」、参考資料4「関

西広域連合設立後の新たな取組等」、参考資料5「関西広域連合議会における広域行政のあり方検討に係る質問要旨及び答弁要旨の抜粋」、参考資料6「関西広域連合議会における質問要旨及び答弁要旨」、参考資料7「国出先機関移管に関する調査結果概要（抜粋）」、参考資料8「広域行政のあり方と今後の広域連合の方向性に関する検討について」、参考資料9「イタリアの地方自治」をお手元に配付をさせていただいております。よろしゅうございますでしょうか。

先に参考資料について簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

参考資料1ですが、これは道州制のあり方研究会の最終報告の概要でございます。第1回の検討会でも添付をさせていただいておりましたが、おめくりをいただきまして、4ページと5ページ、カラーになっていると思っておりますが、こちらをご覧願いたいと思っております。

この研究会では、政策分野ごとにどういった行政体制が望ましいかという議論をされておりまして、ここに3つのイメージということで記載をされておりまして、(1) 企画立案・総合調整型イメージでは、その下の箱囲みでございますとおり、国の役割は基本的な制度の枠組みの策定や、全国的に統一すべき最低限の基準設定に限る。道州は基礎自治体の意見を反映しつつ、広範な企画立案機能を含め総合調整機関としての役割を果たすということで、(1) - a が河川管理とか森林保全をイメージしておりますし、その下(1) - b がインフラ整備・産業振興についてのイメージでございます。

それから、5ページへ参りまして、上段の基礎自治体補完型イメージですが、これは国がナショナル・ミニマムを確保するため、制度の企画立案にとどまらず、事業執行にも一定の役割を果たしつつ、基礎自治体が地域の実情に応じて主に責任を負うというイメージでございます。これもaとb2つに分かれておりますが、aのほうは義務教育とか生活保護（現金給付）、bは医療・社会保険のイメージでございます。

(3) 府県連合型イメージでございますけれども、これは国、基礎自治体はこれまでどおり一定の役割を果たしつつ、府県を存置させた道州または広域連合を置くイメージということで、この(3)につきましても一番下、細かい字ですが、アスタリスクでさらに、現在の国の権限を含む、新たな広域的機能を責任をもって担えるよう、ガバナンスや財源も備えた自立性の高い自治体としてのイメージを含めるものということでございます。

いずれもこれは府県の廃止というものを前提としたものではございません。これについては後ほどご説明いたします資料1に再掲として掲げさせていただいております。

次に、参考資料2と参考資料3でございますけれども、これは関西広域連合が連合の機能強化ということで、地方分権改革についての新たな提案として国へ要望しているものでございます。

1つ目の国と地方の協議の場における分科会の設置でございますけれども、これにつきましては、現在、法律で定められております国と地方の協議の場について、権限移譲に係る分科会を設置して欲しいということでございます。

それと2番、権限移譲に係る「実証実験制度」の創設につきましては、現在の提案募集方式において実証実験をやった上で支障がなければ権限移譲を行うと、そういう制度をつくって欲しいということでございます。

3、国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」、これについては国と地方という役割分担にこだわるのではなくて、お互いに共同しながら解決する仕組みというものを導入して欲しいということでございます。

参考資料3でございます。提案募集方式の見直しですが、現在、分権改革で制度的に可能なのはこの提案募集方式だけでございます。ただ、これは細かな事務について支障事例を地方が立証しないと実現しないということでございますので、これについても3点要望をしております。

1つ目は「大括り」の権限移譲と国側の支障事例の立証で、大括りのまとまった権限が移譲できるようにすること。それと支障事例については、国の方で支障があると立証できなければ、積極的に地方へ移譲するという制度改善の要望でございます。

2つ目は地方分権改革有識者会議ですけれども、これの機能強化。それと連合長を含む地方側の代表者からの意見聴取の仕組みということでございます。

3は広域連合への権限移譲の検討ということで、もともと関西広域連合は国の業務ですとか事務の受け皿になるというような目的で法律が整備されておるものがございますので、連合へ積極的に事務を移譲することを検討して欲しいということでございます。これらについては昨年から国に対して要望をいたしております。

次の参考資料4でございますけれども、これにつきましては、以前、篠崎委員、坪井委員からご指摘がありました連合で着手できなかったものなどについて、ごく主要なものだけを、連合設立後の主な取り組みと、それから着手ができない事務の例としてまとめたものでございます。

1番の新たな取組といたしましては、広域産業振興局に農林水産部を設置したことですとか、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置などがございます。

一方、2番の着手できていない主なものでは、設立案では順次拡充することとされていた箱囲みの右の交通・物流基盤整備に関する事務。あるいは昨年度、計画期間が終了しました、第2期広域計画では検討することとされていましたが、アンダーラインを引いておりますが、都市と農村の交流などの地域活性化策などが未着手となっております。特に着手できていない事務につきましては、現在、別途、広域計画フォローアップ委員会を設立いたしまして、こちらの方でご検討をいただいているところでございますので、この検討会での検討がまとまりましたら、この検討会にも是非お示ししてご検討をいただきたいと考えております。

次に参考資料5でございますが、これは前回、山下茂委員からご要望のありました連合の議会でのやりとりについてでございます。広域行政のあり方検討に関する主なものを拾い出したものでございまして、一番上は連合の強化策、実績を積み重ねるという点で、先進的な取り組みである琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会についての答弁でございます。下段は広域行政体制について政策分野ごと、あるいは海外事例も参考にしながら研究会を立ち上げて、広域行政主体の機能やあり方を幅広く検討したいという、この検討会の設立趣旨に関する答弁でございます。

裏面でございますけれども、一番上は分権改革についての連合の基本的なスタンスを答弁したものであり、あり方検討や様々な取り組みを通じて、連合の存在感や信頼感の向上を図るというものでございます。

真ん中は道州制についてですが、連合は道州制を目指すものではないけれども、あり方検討の中では、1つの制度として道州制の仕組み等は検討するというものでございます。

一番下は先月の連合議会総務常任委員会での答弁で、憲法改正論議において、地方自治の本旨についても議論をしていく旨の答弁でございます。

参考資料6は、連合設立以来の連合議会での地方分権関係の質疑応答をまとめたものでございます。ご参考に添付しております。

次に参考資料7でございますけれども、山下茂委員からご要望がございました、国の出先機関がどのような事務を実施しているのかということ、平成23年当時の、少し古い資料でございますけれども、本部事務局で調べたものがございましたので、今回、資料として添付をさせていただきます。近畿経産局、近畿地方整備局、環境事務所、当時は丸ごと移管の対象としていた出先機関について抜粋をしたものでございます。

参考資料8、これは第1回でも配付をさせていただきます、このあり方検討会の趣旨等についての資料でございます。

参考資料9は、前回ご紹介をいただきましたイタリアの県知事・県議会議員の投票用紙をCLAIRのホームページで見つけたので、参考に添付をさせていただきます。

参考資料の説明については以上でございます。

それでは、新川座長がお見えになりましたので、第6回広域行政のあり方検討会を開催させていただきますと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は公開とさせていただきます。各構成府県市担当課とはテレビ電話でつながっておりますので、ご発言の際にはお手元のマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

資料の確認と参考資料の説明はさせていただきますので、以降の進行は、新川座長よろしく願いいたします。

○座長（新川達郎） 改めましておはようございます。出遅れまして申しわけございませんでした。

その間に資料のご説明が進んでおるので、早速でございますけれども、本日の次第に従いまして、これまでの本検討会で議論をされた論点、これを少し議論しながら深掘りしてまいりたいと思います。次回には中間報告に向けて少しとりまとめもしてみたいと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見をいただければと思っております。

それでは、この中間まとめに向けて本日のご議論をいただきますたたき台として資料1から3をご用意いただいております。これにつきまして、事務局からご説明をいただき、その後、質疑に入っていきたいと思っております。

次回には中間報告に向けて何とかとりまとめ、そして3月22日は連合委員会の知事さん方との懇談ということも待っております。あまりバラバラなままでも困りますし、そうかといってしっかり固めるには時間もあまりございません。ほどほど、そこそこに、本日議論が方向付けられればいかなと思っております。もう一回検討会はございますので、今日は多少拡散してもいいですし、重要な論点がその中から浮かび上がってくるような、そういう議論ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、事務局の方から資料1、2、3についてご説明よろしく願いいたします。

○事務局 まず資料1、中間まとめ（イメージ）ですけれども、3月22日に井戸連合長をはじめ連合委員とご議論をいただく際の資料というイメージで作成中のものでございます。

Iの海外事例についてですが、フランスをはじめ第3回から第5回までの検討会でご紹介いただいた海外事例について、人口等の基本的な情報から特徴的な仕組みなどをレポー

トにまとめるとともに、比較表を作成したいと考えておりました、作成中のものを資料2、3として配付しておりますので、この資料1の説明の後、ご説明申し上げたいと存じます。

Ⅱ、論点整理でございますが、1 府県を超える広域自治体はどのような政策・事務を担うべきか(1) 考え得るテーマ、課題ですけれども、これまでのご議論でご指摘をいただいた事項をはじめ、広域流域整備やエネルギー政策など、まさに広域的な自治体として取り組むべき課題等について、連合議会などの議論も踏まえながら記載をしております。これで全てとは考えておりませんので、大所高所から、様々な視点からご意見をいただければと存じます。

おめくりいただきまして参考で記載をしている部分でございますが、これは関西域の広域自治体の中心課題として、企業誘致をはじめ、観光・集客戦略、大学・研究機関の再編、環境政策、交通政策、防災対策・代替首都機能という例示もございますので、(1)の考え得るテーマ、課題についてのご参考までに記載をしております。

なお、連合では、現在、7つの分野で広域事務を実施しておりますが、これらの棚卸しや新たに取り組むべき事務につきましては、先ほどご紹介いたしました広域計画等フォローアップ委員会で検討中でございますので、こちらの検討がまとまりましたら、お示しをしたいと存じております。

(2) 上記(1)のうち、連合が取り組むべきものは何か、その実現性はどうかにつきましては、これは新年度にご検討をいただければと存じております。

次に、2のどのような体制、機能などが最適かですが、ここでは広域自治体の類型について大きく3つの視点から分類し記載をしております。

まず、(1)行政分野に着目した類型ですが、先ほどご紹介をいたしました道州制のあり方研究会で検討されました3つの類型を記載しております。

そして、ウの企画立案・総合調整型イメージにつきましては、フランスのレジオンがこの類型に近いのではないかとということで、フランスのレジオンについてはこの場所に記載をしております。

3ページの(2)国との関係に着目した類型では、府県は存置し、国の出先機関を統合したタイプ。府県は廃止統合した上で、国の出先機関の事務権限を移管したタイプ。スペインやイタリアのように、かなり大きな事務権限を持つタイプ。連邦制のように、憲法に国と地方の事務権限を規定するタイプという4つのタイプを記載しております。

(3)は政策遂行手法に着目した類型として、強制力のない構成団体調整型。それと、出入りが自由で不特定多数のアクターが集まるプラットフォーム型。これはプラットフォームでの合意がアクターを縛らない協議会型と、アクターに強制力を持つ執行担保型に分けられます。そして、アクターに対して強制力を持つためには、プラットフォームの大枠などについて規定する法律、プラットフォーム法が想定されるのではないかとという意味で記載をしております。

最後はEU型であり、構成府県・市は、連合委員会の決定に沿って実行するタイプを記載しております。3ページ一番下から4ページ中段にかけては、EUについての記載をしております。

3、類型が備えるべき仕組み等につきましては、(1)で自治機構、内部組織や民主的コントロールといった点。組織デザインの上からご紹介いただいた自治機構などなど、検討すべき論点を記載しております。

5 ページの（２）政府間調整は、ご指摘をいただいた論点とともに、アの国、連合、府県、市町村の協議では、我が国の国と地方の協議の場をはじめ、参考とすべき海外の事例、仕組みについて項目を記載しております。

イは、地方の意向を国政に反映させる具体的な仕組みとして、フランスの国会議員と地方議員・首長との兼任、スペインやイタリアの法案提出権など、参考とすべき海外の事例について記載をしております。

最後に 6 ページですが、4、その他の検討課題として、連合の強化等について、これまでご指摘いただいた点などを記載しております。

特に最後の（２）は憲法改正論議の際に、地方自治をどう位置づけていくか。全国知事会のワーキングチームが改正草案を作成しておりますけれども、これも来年度、海外事例を参照しつつ、ご検討を賜ればと存じております。

次に、A 3 版の資料 2 でございますが、日本と諸外国の国家体制等について比較しようという意図で現在作成中のものがございます。表側の比較すべき事項について、ぜひご指導、ご助言を賜りたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、各国自治体の議員数や職員数などの情報をお持ちでしたら、ご提供賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に資料 3 ですが、これも未定稿でございますけれども、ご紹介をいただきました各国の制度について作成中のレポートであります。これもブラッシュアップをしていきたいと存じておりますので、各委員におかれましては、ご多用中まことに恐縮ですが、ご指導のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

以下、参考資料については、先ほどご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました資料、そして先ほど最初にご紹介をいただきました参考資料なども見ていただきながら、特に論点整理のところについて、前回もいろいろご意見いただきましたが、それを踏まえて、広域自治体としての事務、それから広域団体としての体制機能、その類型化、それから国との関係、さらにそれら政策遂行に着目した類型化、そして、その中で実際にどういう仕組みや制度をつくらないといけないのかということについて、資料 1 の 4 ページ目以下で整理をいただいています。

5 ページ目のところでは、内部組織に対して政府間関係という観点から、もう少し幅広く考えてもいいのかもしれませんが、そういう論点をいただいております。

その他のところも、実はこの 3 のところと、仕組みや制度の強化、あるいは政府間調整ということにかかわるところも大きいのですが、その他の検討課題ということで、少し文言としてここまでのところで上げ切れなかったところを指摘していただいております。

各委員から、この論点整理につきまして、また今後検討すべき点もたくさんあるかと思っておりますので、ご自由にご意見をいただければと思います。まずはご質問などでも結構です。よろしくお願いいたします。

○委員（山下 茂） 何かいつも最初にしゃべるようになってるようですので、言わせていただきますが。全体にまだ十分にあれこれ言えるほど検討し切れてないんですが、最初に見せていただいたときに、いろんなことを書き加えたものが、取り入れられてる部分

とそうでもないかなという部分とございまして、改めてお話をさせていただきます。

資料1の1ページでございしますが、個々のことの前に論点整理の1番ですね、整理メモ、それで海外事例も参照しつつなんて書いてあるんですけども、私が加わって以降の少なくともこの委員会では、上にありますようなフランス、スペイン、こういった国々のことを見てますが、広域的な、つまり府県より広い区域で何をするかと考えたときに、なぜドイツとアメリカという、我が国ではみんな関心を持ち得る連邦制の国ですね、ドイツならラント、アメリカならステート、これがどういう仕事をやっていて、その邦・州内で自治体が大体二層制になっているわけですけども、自治体が何をしているか、これはどうして勉強しないのかなと疑問に思っています。

なぜかと言いますと、随分昔、もう20年前だったか、分権改革が具体的に動き出す直前のときに、私は「地方自治」という雑誌にわざと論文を出しまして、日本の都道府県は連邦制であるアメリカやドイツの州レベル、ステート、あるいはラントレベルと遜色ないだけの規模を持っていると。この都道府県のことを考えずにあれこれ議論するのはおかしいという論文を書きまして、データで実証してみせたということがございます。

そういう点から言うと、私なんかの頭の中では、フランスの州というのは、あの国の中では一番大きな広域自治体ですけども、前にも申しましたが、日本の都道府県レベルにやっとなった程度なんですね、人口から言えば。面積はさすがにでかい、ナポレオンがさんざんあちこち分捕りましたから。それはそれとして、ですからフランスの州のことを幾ら考えても、それは日本では都道府県に相当する話でしかないんであって、それより広い話にはならない。

ですから、参考にするときに、海外の事例ですと、むしろアメリカのステート、あるいはドイツのラント、こういう準主権を持っている州・邦のレベル、これと、その中での自治体の役割分担というのを見ていかないと、この議論だとちょっと小さい話になってしまっているのではないのという気がいたします。私としては、海外事例を参照するなら、ぜひアメリカ、ドイツ連邦の邦であり、ステート、州、これを見ていかなくちや議論としては不十分じゃないのと思います。

それから、もう一つ、3ページ目の(2)国との関係に着目した類型でアイウ、もちろん私自身の賛成反対いろいろありますけれども、アのところで、府県存置型広域自治体というのは、どうもこれ広域連合をイメージして書いているのか、それとも私なんかの申し上げている府県が存在したままで、さらにより広域の自治体として州をつくるというイメージ、私だったら2つに分けて書く。それで議論していただかないと話が混乱するんじゃないかと。そうでなくても、左側のあり方検討会でのご議論をちゃんと存じ上げてなくて結論だけを見ているわけですけども、はなから県をやめるというイメージの道州制を前提に議論しているようなイメージができてしまっていますから。そのイメージにそのまま従っていたんでは、議論はうまいこといかないのではないかと私など思いますので。アの類型については、こういう組み立てなのかなというのが首をひねるところでございまして。

当面それぐらいのところで、そこから先のこともその辺が絡んできそうなものですから、今の段階では、その2つだけ申し上げてみたいと思います。

○座長（新川達郎） 　少し事務局のこれまでの取り組みの方針ともかかわってきますので、もし何か事務局の方でお考えがあればお願いします。特にドイツ、アメリカ合衆国の扱いとか、このあたり連邦制との関連もございまして、お願いします。

○事務局　今ご指摘のドイツとアメリカの例については、正直言いまして完全に抜けておりました。こういう広域的に果たすべき役割を議論するときの諸外国の例として挙げるならば、アメリカのステートがどうなのか、ドイツの邦がどうなのかということは当然参考にすべきだと思いますので、至急、その部分についても補って、あるいはご指導いただきながら補っていきたいと思います。

○委員（山下 茂）　正直、日本語では、あんまり大した情報はないということはありません。アメリカについては、全米をきちんと俯瞰できて、我々が使い勝手のいいようなものってあんまりないんじゃないかということがある、ご苦労は多いと思いますけども、うち外に置くというのはどうかなと考えていただければ。

○事務局　おっしゃるとおりだと思います。段階的に、まず3月までにできること、それからさらに煮詰めていくというふうな段階で進めていきたいと思います。

それから、もう一点ご指摘のあった国出先機関統合型というの、確かにもともとの発想というのは国出先機関統合型というのが出発点にありましたので、これは明らかに府県はそのまま残して、国の出先機関の機能だけを集約した、州と言うのか何と言うのか別としまして、そういうものをつくるパターンは1つ典型的に考えてます。

おっしゃるとおり、広域連合が府県からも事務を持ってきて、なおかつ国の出先機関の機能を取り込む、移譲を受けるという構想でスタートして現在もそれいってますので、その部分をちょっと明確にするように、2つに分けるのは、おっしゃるとおり、そういうふうに類型を分けて、厳密に議論していきたいと。これはまた、当然きょうの議論もありますので、新川座長とも相談しながら類型化していきたいと思います。この点は結構大事ですので、3月22日の委員会でのご討議いただくときまでにきっちり、これだけじゃないと思いますけど、概念整理していきたいと考えてます。

○座長（新川達郎）　ありがとうございました。

ここは岩崎先生、何かご意見等ございますか。

○委員（岩崎美紀子）　3月までに完璧にできるわけじゃないので、こういうことを考えていますという方向性は示しておいて、今のところはここまでできてますという形でいいと思うんですね。3月目指して頑張り過ぎるよりも、刈り込むよりも、ちゃんと出してやったほうがいいと思うんですが、そういう意味で海外事例を3つのカテゴリーに分けるといいかなと思ってます。

1つは、先ほどおっしゃったような連邦制国家、2つ目が単一制国家、3つ目が、連邦化が進んでいる国家みたいなものです。1つ目のカテゴリーになるのが、先ほどお話しありましたアメリカ、ドイツ、カナダもそうですが、オーストラリアとか、そんなんでしょうか。

それから、連邦国家を扱うときに、連邦と州の関係、これがだから連邦制なんですけど、立法権を憲法でちゃんと明記してる、分割を明記してるってことなんですけど。州と自治体の関係は単一国家に近い、単一制に近いんですよ、州法で決めるわけですから。そうすると、連邦国家を見るとき、連邦と州の関係、州と自治体の関係という2つの関係がとも参考になると思います。

ただし、前に申し上げましたように、州の数ほど自治法がありますから、全部扱わなくても幾つか取り上げるということでもいいのではないのでしょうか。

それから単一制国家としては、ここにあるフランス、スペイン、イギリスでいいと思

ます。先ほど3つ目のカテゴリーで連邦化と申し上げたのは、例えばベルギー。それから今ご説明のあったイタリアですね、連邦制にはなっていないですけど、連邦化みたいな。それからあとEUもここに入れていくと。そうすると割に座りがいいかなという気がします。

それで多分、山下委員が一番ご存じかもしれませんが、CLAIRがかなりの蓄積を持っているような気がするんですね。主要な国際都市にオフィスを置いてらっしゃるので。自治体国際化協会なので、自治体の方がメンバーとなって仕事をしているので、そこと連絡、出版物だけではなくて、そのオフィスの、今、Eメールがあるので連絡をして、これどうなっていますかというのを聞いてみるとか、そういうことをやってCLAIRを活用するというのも良いかなという気がしています。

○委員（山下 茂） 私はパリのCLAIRにいた人間なので。ただ、ルールがございまして、関西広域連合であれば自治体でございましてから、ここからCLAIRに依頼する。これはできるようになっているはずですよ。

本部がまずフィルターかけをやりますので、CLAIRの東京にある本部にご相談をいただいで、こうしたことを、こういったテーマについて、こういったとことこういったところを調べたいんだけども。それで、じゃあしかるべき調査依頼を出してくださいという手順を踏む。メールですぐやれる仕組みにはなっておりませんので。そこらは本部とよくご相談いただいで。その上で、あんまり固めないうちでも本部とご相談いただければしてもらえる場合もありますから、それで項目の相談もして、依頼をしていただければ、今現在の状況でできるだけ新しいのをつかまえられると思います。そのやり方については私も関わりのあることですから、一緒に補助的な作業はさせていただきますけれども、よろしく。ぜひ、ご利用、ご活用いただければと。

最近個別分野のレポートが多くなっていて、こうした全体的な制度については最新版はない場合もあつたりしますから、改めて依頼をしていただいたほうがいだろうと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。ぜひ少しご相談を、山下先生を始めとして、諸方面とご相談いただきまして、調査を進めていただければと思います。

海外事例につきましては、今、岩崎先生からもありましたように、少し基本的なパターンを見据えて、その中で私たちが参考にすべき国々というのをできるだけ、主要な国でいいのですが、漏らさないように少し拾ってみていただければと思います。連邦型、単一国家型、それから連邦制化が進む、あるいは連邦的な動きが強くなっている単一国家のようなもののパターンが恐らく今お話があったところですが、そういうのを少し念頭に置いて出していただければと思います。

それから、3ページ目の(2)のアのところについては、府県を存置するといった場合も、広域自治体というのをどういうレベルで、どういうふうな権能で設けていくのか。道州制のイメージなのか、あるいは広域連合のイメージなのか、あるいはもっと国の出先機関統合のようなイメージなのか、このあたりもいろいろとパターンがありそうなので、ちょっと事務局でも、この後のご議論もあるかと思いますが、もう一度整理をよろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員（向原 潔） 個別の知識も何もない中で、勉強させていただいて、非常に有益だなと思っておりますし、このように類型されるということは、私にとっては頭の整理も

できますし、非常に参考になったと思っております。

海外事例のお話を聞いているときに一番興味深く思ったのは、この事例の中の説明で、地方分権の歴史というところに入るのかもしれないのですが、もともとそういう国家だったという国もあると思うのですが、比較的最近、トップリーダーのトップダウンで地方分権改革を進めてきたとか、何らかの事情があって地方分権改革を推進してる国が幾つかありました。

それが非常に興味がありまして、どういうことが推進力になったのかなど。どういう行政ニーズがあったのかとか、どういうところが推進力の源泉になったのかとか、そういうことも、海外の事例を参考にするのであれば、これから関西も地方分権改革を進めようとしているわけですから、常態的な数字とか以外にも、そういうところも含めて事例の検討を行なっていただいたら良いのではないかなと思いました。それが参考になるのではないかなと思いました。

○委員（山下 茂） 今のご発言に関連してでございますけれども、私はフランスのほうでお話をした場合には、例えば州レベルのような一番大きな物事を決めていく単位をつくるときに、最初のスタートは、民間の経済界とか労働界とか、あるいは民間のいろんな活動してるところとか、そういった方々が諮問機関的な形で集まって協議会をつくと。そこで州域大のいろんな行政について議論し合って、いろんな計画をつくっていくということをやってきたわけですね。それから、それが母体になって 1980 年代の分権改革で州という自治単位ができたわけでありまして。議会も置くようなやつですね。ですから、そのプロセスというのは、プロセスとしての勉強に非常になると思います。

そのときに、フランスの場合には特に商工会議所というのが法律上非常に重要な位置づけをもともと持っているわけでございますから、商工会議所が加わって、例えばリヨンのサンテグジュペリ空港の運営主体に商工会議所が入っているはずなんです、混合事務組合だと思えますけど、ちょっと今の状況はわかりませんが。そうした形で、具体的に物事やる仕掛けにいろんな関係の方が入っておられる。このことはプロセスとしても、時間もかかってますけど、今日の州になり、さらに 2003 年には憲法まで改正させて州というのをはっきり憲法上位置づけるまでいっている。このプロセスって非常に参考になるだろうと思います。

もう一つ、ここの議論ではあんまり出なかったかもしれませんが、イギリスの中の「分権」という言葉で言うよりも、もっと政治的な意味の大きい分権的な動きですが、デボリューション（devolution）と英語で呼ばれている。ディセントラリゼーション、岩崎先生がまた何かおっしゃるかもしれませんが、ディセントラリゼーションという意味合いの、これまで我々が普通に言ってきた「分権」というよりも、さらに政治的な意味を持つようなデボリューションという言葉で、何と訳せばいいか難しいところですが、動きがあります。その中で、一番大きな日本でも伝わってきてるのは、スコットランドであるとか、ウェールズであるとか、ああいう民族主義、独立するぞと言ってるような人たちのやっけることに対して、まあまあ、そう言いなさんなど。連合国の中にとどまってちょうだいよと。それだけのデボリューションという並の分権でないような自治権を差し上げるからというので折り合いをつけてるのがありますね。

その動きを見て、イングランド本体の中で、それなら我々も、いけば分権特例みたいな、分権特区みたいな感じになるかもしれませんが、我々にもデボリューションぐらいの改

革を認めろということを出している地域が幾つかあるわけでありまして、そのうちの私自身が直接にお話聞くことができたのが、コーンウォール、ちょっと関西とは大分感じの違うところですが、西の外れで「ランズ・エンド」＝地の果て岬というのがあるところですけども、そこが、実はケルト系の人たちが多いところでありまして、イングランドの中なんですけれども、スコットランドやウエールズにあれだけのことをするなら、我々にも特例的に何かもっと認めるべしって運動をされました。そこでかなりのことを実現してはおられます。

このときに実現していくための推進力になりましたのが、リーダーシップボード、ボードというのは委員会のボードですね、といった名前の組織になってますけれども、それぞれの選出国會議員、それから県、コーンウォールって県でございますから、県のリーダーたち、それから民間企業の制度的に公的な位置づけがある商工会議所のリーダーの人たちとか、それから民間の環境のことをやってる人たちとか、いろんな方々がリーダーのグループをつくって、これかなり推進力になって、国会に働きかけたりしてるんですね。ああいったやり方というのは随分参考になるんじゃないかと私なんかは思ってイギリスの動きは勉強させていただいたことがありました。今のことに関連して、そういう体制をつくっていくことの提案のようなことがあると。

我々、長い間、政治家の皆さんにお話をしたりしてきましたけど、役人が言ってるだけじゃやっぱり世の中動かないです。政治家を動かすするには、もっと大きな社会的ないろんな人たちの広がりがあるって、それをメディアの方々が取り上げていただくとか、いろんなことがないとやはり物事は動きませんから、ぜひそんなような観点も議論の中に入れてまとめていただければ有効じゃないかなと思う次第でございます。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

どうぞ、坪井委員。

○委員（坪井ゆづる） 単なる質問ですが、私は、非常に集権的な国だったフランスで分権が進んだ一番の理由は、EUに加盟したことだと聞いていました。国の権限の一部をEUに渡すのに伴い、自治体にも権限を渡す必要があったと。もう1つ言うと、日本で90年代に分権が進んだ最大の理由は、基本的に小選挙区制を導入するという政治改革と連動していたからでしょう。つまり、国會議員は国政にちゃんと専念する一方で、地域のことは地域で決められるように分権しようという話が基本にあったと思うんです。フランスって、今、先生のおっしゃり方だと、地域の方が集まってやったんだ。それはEUとあんまり関係ないという話なんですか。

○委員（山下 茂） EUよりも以前から、ヨーロッパでは第二次大戦でドイツとフランス、昔からですけども、戦ってさんざんなことになったという反省がありまして、第二次大戦直後から、政治や社会の面で、民主主義、あるいは基本的人権、こうしたことを大切にしていこうという国際的な合意がだんだんできてくるんですね。それはEUの動きと別の動きで、あれは経済の動きであって、EUは。私が今申し上げてるのは **Council of Europe**、欧州評議会と訳したりしてますけど、これがまたEUの組織と混同されて理解されている場合がある。欧州評議会という組織は、EUなんかよりも前から、人権を大切にしよう、自由と民主主義、そして地方自治を大事にしようという動きを国際的な協力で行ってるわけですね。

その大きな、これはドイツなんか中心的にやっていますけれども、一番具体的形にな

ったのが、差し上げたかどうか、1985年にヨーロッパ地方自治憲章、チャーター、これができてる。あれが一番の典型的な成果ですけれども、国際条約に今やなっている。

そういう動きで、EUとつながりがあるとすると、州という単位を1つきちんとつくろうというのはEUの地域政策と兼ね合いがあるだろうと思います。というのは、EU内で地域政策を考えるユニットが今日で言えば州に当たるようなユニットでありますので、こいつを頭に置いているということは、それはあると思いますけども、分権のほうがEUかという、そうでもないと思います。

あの時代のことが、我国での調査の上で、空白地帯になってるんじゃないか？あのころの動きで、日本語で読めるようなものを書いている人がいるのかどうか。私はあのころはイギリスのほうを勉強してましたので、あんまりフランスの勉強はちゃんとできてなかったこともあります。その辺は岩崎先生に教わった方がよろしいかと思えますけれども。EUとの関係云々は、ちょっと私自身も判断しかねるところです。単位設定という意味では大いに関係あったと思えますけどもね。

○座長（新川達郎） 今のご説明にあったとおりですが、特に州レベルの議論というのがヨーロッパ各国で熱心に議論されたのは、やっぱり70年代から80年代にかけてでした。今の英国も、イングランドもそうですけれども、基礎自治体、あるいはその集合体である県レベルのものよりも、もっと広域に考えないといけないというのは、特に地域開発とか経済、社会の問題との関連で随分出てきてたことはありました。それはイタリアもフランスもスペインも同じでした。

そういう動向と、実は以後、統合の度合いを深めていったEUの地域政策、地域総局のほうの地域政策というのが今おっしゃったように州レベルを単位にしたEUの地域政策というのに向かっていったということがあります。

ただ、地域レベルといっても具体的にはそれぞれの、州政府にどうこうというよりは、具体的な都市であるとか、もっと身近な地域であるとかにお金が出ていくんですけれども、少なくともそういう単位のことをEUとしては一応ベースにして、例えば補助金を出さないといけないというような、そういう基準を定めていくというのは、EUレベルとしての地域政策というのを展開する場合の基準ということになります。

ですから、その点では、こういう道州レベルのようなものというのがEUとして関心を持つことになるのは、EU自体が国家連合ですから、国家連合に次ぐものとして道州に着目をしたということがあると思えます。

日本のほうは坪井さんのほうがよくご存じですからこれ以上は申し上げませんが、恐らくこのあたりは政治的には小選挙区制と、それからむしろその前からあった、どちらかといえば一極集中の問題というのがないまぜになった形で90年代の改革ということになったんだろうと理解はしております。ここは私見でありますので、皆さん方からもいろいろあろうかと思いますが、とりあえずそんなことを考えておりました。

○委員（坪井ゆづる） 蛇足ですが、要するに分権改革が90年代に進んだのは、政治改革と経済構造改革と分権改革と、司法改革も入れてもいいですが、要するに官から民へとか、国から地方へとかって、そういう大きなうねりの中で動いてきたのだと思います。それまで、この国全体が官主導で進んできたものを、政治改革では有権者に、経済構造改革では市場に、分権改革では住民に、主役を移すという動きでした。しかし、今は政治改革もこんな小選挙区制でよかったのかというような話になっているほど批判されているくら

いで、改革の気運というのは全体に薄れている。じゃあどうするんですか、分権改革はと、すごく難しい局面にあると常々思っています。そこをどうやって乗り越えるのか。分権、分権と言っているだけでは多分ダメなんだろうなと言う気がしていますということをつけ加えておきます。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。逆に、今おっしゃっていただいたとおり、日本全国で言うと今そういう状況です。逆に、国会でこのところ成立する法律なんか見ても、本当に中央集権がどんどん進みつつあるなという印象が強いということがあります。

もう一方では、それにどういうふうに抵抗するのかということ考えたときに、どうも国全体で動いててもしょうがないので、前に岩崎先生から少しありましたが、やっぱり、山下先生もよくおっしゃるように、関西というのをどう立てていくか。ここがポイントかなと思いますし、関西独自の制度でいいじゃないですかという話はあるかなとは思ってますが、さていかがでしょうか。

○委員（山下 淳） こういう海外事例の参考にするというときにいつも悩むのは、かたい制度は調べるのは大変といえば大変だけど、こういう体制で動いてますねというのはいいんだけど、そういう体制でどうしてうまく動いてるんだというソフト的なところというのは、なかなかわからないというか、難しいところがある。

以前も川の関係でフランス調べたときに、レジオンでこういう計画つくっているんだけど、どうしてこういう計画がつかれるんだ、何でこういう計画で話がまとまるんだというところが日本と比較してよくわからなかった。日本だったらすぐこういう話は全部国に行ってしまうけれどもというところがある。

したがって、きょうの資料の1についてはこれで結構かなと思っていますし、特に2のところがポイントになるんだろうと思うし、2のどのような体制、機能が最適かというところがポイントになるんだろうと思うし、そこに（3）で、じゃあそれを誰がやるのというところに着目するというのが入ってるというのは、私はおもしろいものができると思っています。

けれども、そうすると、そういう体制で、日本で、あるいは関西でやって、でも本当にそれで動くんだろうか。仕組みは導入するけれども、それで動くんだろうかという、そこをどう我々の議論の中で突っ込んでいけるかというのがちょっと気がかりというか、不安です。不安ではない、気がかりですね。

もうちょっとだけつけ足すと、先ほどの山下先生のお話とも絡むんですけど、フランスの場合はやっぱり歴史的に経済団体というか、労働関係も強いですが、そういうものと行政が、いわば会議体をつくってという、昔からそういう伝統というか歴史があって、それでうまく動かしてきたみたいなどころがある。何でそうなのかというのはよくわかってないんですけど。そういうものがこのレジオンの経済計画とか流域の管理計画みたいなものをつくるどころでもやっぱり機能してる。

そういう蓄積がないところで、じゃあ日本でも広域の組織をつくって、そこで地域開発の計画をつくりましょうか。あるいは水関係の計画をつくりましょうか。つくれると思うし、できるでしょうけれども、でもそれがうまく、その計画が機能するかという、そこら辺のところをちょっと、できれば我々としては考えたい。それが日本的な輸入の仕方なんだろうとは思っています。フランスは何で昔からああいう形で動くんですかね。という私はずっ

と疑問なんです。

○委員（山下 茂） ちゃんとした正解は私もよういりませんが。私なんかフランスのいろんなものを動かす仕組みを見るときに着目するのは、前もちょっと申し上げましたけれども、選挙で選ばれる人たちが中央から州、地方のいろいろな階層の議員を兼職しているということですね。だから有力な国会議員であればあるほど地方議会の議席も持っているんですね、同時に。

これヨーロッパでは当たり前のことであって、日本も戦前はそうだったんですが、なぜか戦後に、公職選挙法ができたときに、あれ議員立法なんで、よく立法理由などが分からないんですけれども、なぜかそれが全部だめになった。立候補した途端に今の足場を失うという、まことに奇妙な、これ奇妙なんです、まことに奇妙な規制ができてしまった。公職選挙法です。これ誰も問題にしてないことがおかしい。

ですから、それがあればこそ、例えば州域の計画だ、国の計画だ言うけど、議論してる人は同じ人。きょうは州の議論だね、あしたはうちの町の議論だねって、そっちでやる。ですから、その場が、プラットホームって片仮名はあんまり僕は好きじゃないんですけど、そういう場はいろいろあるんだけど、加わってくる人は、国会議員でもあり、実は町の町会議員でもある。それぞれの場で議論をするわけですから、今のような国と地方がどうのといった対立的に捉えたがる人たちがこの国、日本の国にはいるんですけど、おかしいんですね、そんなものは。みんな私たちの代表者なわけで。

私なんか、今まで選挙で、いろんな選挙のときに、この人はすばらしいと思って選んだことはほとんどない。できれば誰か1人、こいつなら大丈夫だという人が私の代表を全部やってほしいと。中央の国会でも、私は東京都の住民ですけど、都でも、自分の町でも、その人にやってもらいたいぐらいの気持ちを持ちますから。

そういう兼職みたいな仕組み、実はそうなるとう務員の人たちもやっぱり対応が違ってくるわけですよ。町長が言っているけど、実はあれ国会議員だとすれば、国の役人もそれは無視できない。それがやはり政治の力学というものである。

実は、フランスってプラグマチックな国であって、イギリスがドグマチックなんですけれども、プラグマチックな国の政治のやり方、それがあるんじゃないかと。私はそこは注目してますし、それはぜひ、日本は戦前そうなんですから、保守主義者こそ戦前に戻ればいいわけであって、私なんか大いに戻るべきだと言っております。

代表例が憲政の神様と言われた尾崎弴堂先生。この方は国会議員をやっているときに東京市長も同時にやっております。ですから、この方が東京市長時代に後藤新平どころではない業績をたくさん上げています。私たちが、今、安全に水を飲めるのも、尾崎弴堂市長の時代に村山貯水池つくったりいろんなことしているから。

そういった業績を考えていくと、やはり政治家について今のような余りにも足場のあやふやな、余りにもリスクの大きい、ああいう稼業、政治家稼業にしてしまってるのは我々有権者のせいですから、こういうものを改めていくというのは大いにあってしかるべきだと思います。今のご発言に関係してはですね。あまりにも少数意見なので、今のところは。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

○委員（岩崎美紀子） 先ほど坪井委員から地方分権の勢いがもうないじゃないか、前はあったがということで、少し考えてみたんですが、90年代の地方分権が勢いをつけたのは何かということで、小選挙区制とかそういうお話がありましたけど、私の認識では、1つ

は湾岸危機という国際情勢、お金を払うだけの小切手外交と言われたような、国際情勢へのぬるい感覚が批判されたというのがあります。もう一つは一極集中、東京一極集中です。

そうすると、あえて現在の、今、地方分権の構図というか、理由ですね、それをどんなふうにするかというので考えると、今は地方分権の動きはないんですけど、その2つの理由はもっと強く出てるんですね。

1つ目の国際情勢の緊迫化というのは、湾岸どころか、お近くで緊迫化してるわけですから、これはもう本当に、国はそっちに全力を傾注してほしいというぐらいの緊迫化ですよ。

それからもう一つの東京一極集中は、90年代の一極集中よりももっとひどい状況で、ひどい状況というか、すごく差がある状況で進行していると。そうすると、同じような原因があるのに、何で地方分権が盛り上がらないのか、まずそこだと思っただけですね。

ヨーロッパで改革が行われるというのは、EUの関係ももちろんあると思いますし、外国は外国なりに理由がある。逆に地方分権はリージョナリズムと裏表なので、国家統合にとってはまずいよねという気持ちもあるので、それほどポジティブな感じではないということもあるわけですよ。

ですから、外国のことは外国のことで、動きは動きで、それぞれの国があるんですけど、日本を考えると、私、先ほど申し上げた国際情勢の緊迫化でいくと、内政の細々したことは自治体がここまでできるようになったんだから任せろよというのは以前よりもあると思う。それがどうして形にできないのか。誰もやらない。

例えば、この中間まとめのときにそれも出して置く。地方分権の大きな流れとしては前と同じような感じがあるのに、何でこんなにみんな従順に中央の言うこと聞くような状態になっちゃったんだろうねということも含めて、もうちょっと日本国を考えよう、みたいな感じの、そういうのを出して置くのも1つだと思っただけですね。

だけど、だからといって、また道州制何だかんだというのは、とてもじゃないけど、それまた空論になっちゃう。大きな展望を出しておいた後に、じゃあ関西はというふうに自分たちがかわるところをやっていくというのが戦略として、いいと思っただけですね。

英国とかフランスの例を見て、本当に地方分権が進むとき、全体的に進むんじゃないで、ある1つの地方をきっかけに進んでいくんですけど、そのときに、その地域の政治家が党派を超えて地域のためにという共通意識を持つ。ここで言えば関西選出の国会議員が党派を超えて関西のためにというので一緒になるんですよ。国会議員と、もちろん県議員と市町村議員、首長さんも含めて、政治家が党派とかレベルを超えて、地域のために集まるグループみたいなのができる。

言ってることが実現しそうでないような気がする、だって政治家は自分の選挙にしか関心がないから。でも、当選したのなら広く公共的な視野を持って欲しい。関西をベースにした考え方での党派を超えた政治家、議員の集まりというのができる、そこを1つのブレークスルーとして、関西広域連合のいろんな権限とかいうのはそこでいけると思っただけですね。

関西が稼げる地域になって関西復権するのが重要だというのは多分彼らも思ってると思うので、そこをどういうふうに、再選だけが命みたいな感じの人たちが変わっていくことができるかというのだと思っただけですね。

ちょっとそういうことも考えておかれるのもいいかなという気がします。動かすための

方法として政治サイドを使うというのは何回か出ているんですけど、ある特定の人に依存するのではなくて、もっと公共的に関西を考える政治集団みたいなものがあるといいなと思います。

○委員（向原 潔） 経済界の話なんですが、経済界の人たちの考え方ということで。私は、この検討会で、広域行政の中でも広域での産業政策とか産業振興策、ぜひ関西広域連合が積極的に関わっていただきたいということを再三申し上げてきたんですけど。先日、京都で2月8日、9日ですけど、関西の経済人が一堂に会する「関西財界セミナー」開催されまして、その中で幾つか分科会があるのですが、少し産業政策に関係あるかなということで、「イノベーションを育む土壌、関西の産業集積に向けて」というテーマの分科会がありまして、そこに参加いたしました。

関西でイノベーションエコシステムをどうやって形成していけば良いのか、どういう課題があるのか、あるいは、どういう産業を伸ばして行って産業クラスター化していくのか、あるいは産学連携をどうするのか、そういう議論がずっとされていたんですけど、非常に個別論が多いんです。

全体としては、個別論が多くて、個別論以外で言うと、関西の強みを生かしてイノベーションを起こしていくためには行政も関わった上でプラットフォームをつくって、国内の他地域や海外への情報発信とか、関西域内におけるさまざまなニーズのマッチングを行っていくというような議論もあったんですけど、要は誰がやるかという議論が全くないのです。

こういうのがあればいいなとか、こういうのがあればもっと活性化しますよねという意見はたくさんあるんですけど、じゃあ一体誰がやるんですかといった時に、推進するために、どこがやるのかとか、どういう形でやるのかという議論が全くなく、経済界もそういうことに関心がなくなってしまうのではないかと感じました。

私は、その中で唯一だと思うんですけど、この検討会にも参加していますので、関西広域連合のことも言っておきたいと思ったので、やはり責任主体が必要で、それには、関西全体の広域産業政策に関西広域連合が責任主体となって関わっていくべきであると発信しました。関西広域連合というのは詳しく知らない人も多いですから、関西が誇るべき分権型社会のモデルになるもので、このアドバンテージを生かして関西全域の産業にかかわる中長期ビジョンに関西広域連合を中心に描いていくべきではないかということを意見として発信しました。関西広域連合のPRもしておかないといけないと思ったので強調してきました。

私の感想では、民間企業の人たちも関西で頑張るんだと言っている割には形といいますか、体制といいますか、そういうことが全く議論されてないというのが1つ大きな問題かなとは思いました。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

今、両先生から、特に、1つは政治の力というのをどういうふうに結集できるか。また、それを具体的に進めやすい方法というのをどう提案していけるかということで山下先生、岩崎先生からございました。

それから、政治だけではなくて、経済や社会というのをどう動かしていくのかというときに、どうも経済界そのもの、あるいは関西圏の社会的な諸勢力の中で、どうも関西というのは意識の外にあるところもちょっとありそうなので、このあたりをどういうふうに考

えていったらよいのか。あるいは本当は大きなメリットがあるはずにもかかわらず、そのところでどう気づいていただくのか。逆に言うと、それを進めていく枠組みのようなものをどういうふうにつくっていったらいいのか。このあたりは少しこれからの提案の中でも議論を深めていかないといけないところかもしれません。各セクターがそれぞれでできなければ、やっぱり誰かが首に鈴をつけないといけないということはあるかもしれませんね。

○委員（向原 潔） 例えば関経連は関西全体でという意識がすごく強いと思います。関西で頑張るんだ、関西こそ頑張らないといけないということは言っているのですが、私が先ほど申し上げたのは、普通に考えれば関西広域連合ともっと積極的に連携して後押しして一緒にやろうという意識があっても良いと思うのですが、それが一般的にはないといえますか、多くの企業人にそういう考えは乏しいということを感じられます。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

そのあたり篠崎委員、いかがですか。

○委員（篠崎由紀子） 同友会も関西からベンチャーを輩出しようということで、いろいろ頑張って提言もし、メンター制度もつくってやってるんですけど、代表幹事が年頭や政権に提言するときは、一方的に国に対しての要望になるんですね。ベンチャー支援、イノベーション推進を国が主導するという。そういうときに、関西広域連合に向かって意見や提案を言うという発想は今のところないんです、残念ながら。

これはなぜかなという、やっぱり経済団体として、同友会もその一員ですけど、2000年の初頭、広域連合をつくらうというときには一緒に議論をしながらやってたので当事者意識もあったんですけど、スタートしてからは、まるで他人事といえますか、自治体の方々が頑張っていたからという意識で、組織としても過去のことを知ってる人も少なくなりましたし、何か遠い存在になっている、これが私は問題だと思うんですね。自分たちが設立のときに随分お手伝いをしたんだということが受け継がれてないわけですね。

それで1つ、私、ご質問ですけど、たしか、名前は何かわからない、有識者会議みたいな、市民、経済人、学者の方々がご一緒になられて、アドバイザー会議か何かわかりませんが、そういう会議ございますよね、今も。当初からございますよね。お聞きしたいのは、あれがどの程度機能しているのかということですね。あれは個人として参加しておられるのかもしれない。だから団体に持ち帰るといってもないのかなと思うんですけど。私はもう少し経済界と緊密な関係をつくる体制を地道に強固にしていけないといけないのではないかなと思っております。

逆に同友会では、私は長らくご一緒に議論させていただいたのに、自分が所属しながら、余り広域連合、広域連合と言ってなくて、去年あたりからやっと分権に絡んで広域連合を見直そうという動きが出始めたということを反省はしています。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

1つ質問の形でいただいていたのが、関西広域連合協議会という仕組みがございます。私とその副会長か何かやっています、済みません。あんまり役に立ってないです。事務局からご説明があればお願いをしたいと思います。

それから、もう一つは、広域連合が発足してから以降の経済、社会分野の方々との積極的な交流という点は、これは、僕自身も気にはなっていて、でも結局、仕組み、制度そのものが基本的には府県連合の形で、行政ベースででき上がってきたということがあって、

そここのところの距離を縮める努力というのは確かに少なかったなというのは、そのとおりにかなと思いつながら聞いてました。

ただ、篠崎委員もご承知のとおり、でき上がるまでのプロセスは、むしろ経済界が本当に頑張ってくださいってここまで来たということがあって、ここは、栗山さん笑っておられるかもしれませんが、これがないとなかなか進まなかったという事実はあります。こういう力というのをもう一回、これからの関西広域連合を考えていく上でどんなふうに位置づけて生かしていくのか、これも大きいかもしれません。

事務局のほうからもし補足があればお願いしたいと思います。

○事務局 関西広域連合協議会のほうは、先生おっしゃったみたいに、どちらかという団体代表とかそういう形ではありませんので、別途、関西広域連合のトップと経済界の各団体のトップの皆さんとの意見交換会を年2回やっております、今年の1月が第12回目だった。

この意見交換会の中で、例えばワールドマスターズゲームズを関西に誘致しようということと同友会のほうから提案いただいてそれは実現したりとか、あるいは、一昨年には、文化庁の京都移転に関して、経済界と文化庁と我々広域連合と3者で協定を結んで、文化庁移転の効果を最大限関西で発揮しようということでも共同署名するとか、いろんな成果は上がってきています。

広域連合のこの第3期の広域計画の中で、これまで以上に官民連携、特に経済界との連携を強化するという方針を明確にしまして、例えば女性の活躍を盛り立てていく、そういう仕事を経済界と一緒にやりましょうとか、国際的な政策、ビッグイベントの関西誘致のようなことを一緒にやりましょうというような、そういうことを書きました。まだ動きはこれからなんですけども、個別の事業でも連携しながら、同じ共通の関西の課題を解決したり、ビッグイベントをやっていこうというような取り組みを通じて、もう一度、経済界との密接な関係というものを構築していきたいと考えているところです。

○委員（山下 淳） さっきの話と関係するんですが、どうしても器というか、仕組みができてしまうと、その仕組みとか体制に合わせて動いてしまって、関西広域連合もできてしまうと行政的にというか、こういうことをやるんだと言ってそれを淡々とこなすんですけど、それに加えてというか、それをはみ出るようなものまでの余力が今、多分ない。

つまり、例えば関西の経済計画とか開発計画みたいなものだって、それは権限があろうとなかろうと、つくろうと思ったら勝手につくれる。すごいねという前回のときに岩崎先生から出た話だったと思うのですが、昔はすばるプランみたいなものをつくったよねとかあった。そういうものを関西広域連合と経済界とかいろんな社会的なアクターでつくろうとなればいいんだけど、そこまでの余力がない。つくって権限もないしとかということで、そっちに発想はいかない。だから鶏と卵の関係だろうと思うんですけども、一方で、今日の議論のような体制を整えて、体制を考えていくというのも大事だけど、そういう体制より先に、こういうことできるじゃんというのをいわば先取りしてやっていくことというのも必要なこと。問題はそれだけの余力があるかという話にはなるんだろうと思うんですけどね。

まさに新しい政策、先導的な政策云々と言うけど、それこそ開発計画、産業振興、経済計画みたいなものを、じゃあ関西としてつくろうというふうになっていけば、そこでそれなりのものがつくれば、それをいわば発展させて体制、仕組みのほうへ持っていくとい

う、そこも必要かなという気が今はしていますけど。先ほどの山下先生のお話で、フランスでもそういうふうなところが、経緯があったという話でもあるし。

一方で、こういう議論もしながら、プラットホーム型になるのかどうかともかく、じゃあ関西で計画つくろうぜという、そっちのほうと両方やっていく必要があるという気はちょっと、今日のいろんなお話聞いていて感じたところです。

○委員（岩崎美紀子） 私も同感です。関西のことを知らないで関西関西と言っているとところがあるんですが、知りたいのは、関西広域連合が7つの部局でしたっけ、7つの分野、それでやっているということは分かるんですけども、その活動の実績を知りたい。知りたいというか、つまりこれまでの活動をしっかりと振り返って、そしてそれで何が問題かというのが分かった上で次に進みたい。これまでのことは、分かっただけの方は分かっただけの方も分からないんですけども、もう少し外にアドレスするのであれば、そこから始まったほうが良いと思うんですね。

枠組みの話は置いて、何をやってきたかというところの現場の感覚というか、できて7年ぐらいですか、7年間、例えばそれぞれの部局、事務分野でこういうことやってきましたというときに、多分いろんな問題とか課題とかも遭遇していると思うんですね。それをちゃんと共有できているか。ある人が感じただけではなくて、その部局の中でインスティテューションとして共有できているかということがすごく重要。そうすると、例えばもうちょっとこういうのがあればさらに進むのにとか、そういうようなところがあると思うんですね。隣接領域みたいなところでの連携とか権限があればいけるかもしれないよねというのがあると思うんですね。

それを、いわゆる棚卸しではないですけど、実績をしっかりと把握した後で問題点や論点を出す。それは、問題点があったら困るという発想ではなくて、先に進むためには必要だというポジティブな発想で問題点を出してもらって、そしてそこから何が必要なのかというように考えていくと、素直に、これから先、連合が何を指すべきかというところも少しは見えてくるのかなという、素直に見えてくるのかなと思うんですね。

やるべきだ、これをやるべきだと言うのは簡単なんですけど、それは今から機構をつくる話ではないので、7年間の実績ってやっぱりすごいと思うので、それを示さないと、誰も、ああ、広域連合ってこういうことできるのねということを感じないと思うんですね。

ですから、その7年間実績を、繰り返しになりますけれども、うまくやっていますと多分、現場は言うと思うんですけども、そうではなくて、何もマイナスポイントをつけようというわけではない。逆に言ってくれた方がプラスポイントになるぐらいの、そういう現場にしか分からないような問題点を、ささいなことでもいいから、こういうのがあればもっとできたのにみたいなのがあったら何かありませんかというのをそれぞれの部局でヒアリングというか、ヒアリングでなくとも、お話ししてくれる、私たちにも伝えてくださる。こういうところからいけるかもというのがあるので、実際にそういうことをしっかりと知りたいと思います。よろしくお願いします。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

少し今、重要な問題提起いただきました。事務局の方で内部的に検討いただいているところもあります。一方では、確かに災害の分野にせよ、あるいは経済の分野にしても、連合としての計画を立て、構成府県市の協力を得て進めておられるところはあるんですが、もう一方では、その中でどういうところが具体的に進まなかった問題か、あるいは障害と

してあったのか、あるいは進めていく上で不具合というのがどんなところであったのか。あるいは、それは単に制度の責任にするだけではなくて、大局的に関西全体のためになったかどうかという観点で、どういう問題がそこで見えたのかということをし少し事務局なりに押さえといていただくと私たちも議論がしやすいかなと思いますので、これちょっとお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、山下委員からありました琵琶湖・淀川の研究会なんか、ある意味ではそういう新しい問題提起と、そして新しい仕組みが動き始めようとしているという点では、数少ないかもしれませんが、ある種の突破口になるかなという気はしています。むしろこういう可能性のある例というのものどのくらい出していけるか。あるいは、そういう分野とか、そのための具体的な手順のようなことをどういうふうに今後提案できるか。

ただ、これ次年度に個別分野の話も入りますので、そういうところでもう少し整理をして、しかし、多様に可能性を追求するようなことというのがあってもいいかなというふうには思っていたんですけどね。何か思いついていることありますか。

○委員（山下 淳） むしろ私が先ほどのお話で意味したのは、今、関西広域連合は部門別の広域計画つくってますよね。防災、観光、その他。でも、あれって何なんだろうねと時々思うときがあって、それこそ経済界とかいろいろ関係する社会的なアクターにとって何かインパクトがあるのかな。そもそも知ってるのかなというところもあって。限られた枠の中でつくると言うんだけど、その枠って本当に枠なのかな。はみ出すところがもっとあってもいいんじゃないかな。あるいは、つくり方というのももうちょっと考えてみてほしいんじゃないかなみたいなのを思ったというところがあります。

もちろんそれぞれの部門別の広域計画は、担当というか、所管が縦割りに、縦割りとは言わないな、府県別だから、それぞれやり方なり考え方が違うのですけれど、もう少し大胆な、もう少し枠を取っ払ったようなものがつくれないだろうか。あるいはつくり方の議論する体制とかというのをもう少し冒険ができないかとか、そういうふうなところをちょっと考えたわけです。岩崎先生おっしゃるように、実績とも絡むのですけども、広域計画一体どれぐらい成果上げたんだという、そういう話になるかもしれないけれど、あります。とりあえずイメージとしてはそういう、むしろそちらの方を考えたということです。

○委員（篠崎由紀子） それに関連して、先ほど参考資料4をご説明いただいたときに、フォローアップ委員会で検討中とおっしゃったのですけど、具体的にそういうことを検討していただいているのですか。その絡みがちょっと分からなくて。逆に、フォローアップ委員会にこういう視点も盛り込んで欲しいと言えるのかどうか、分からないのでご説明いただけますか。

○事務局 実はこのあり方検討会とフォローアップ委員会というのは双子関係みたいな感じに思っております、連合が今後どういう分野とか事業の進め方も含めてやっていくべきかという棚卸しを、連合がこれまでやってきたことを個別具体的に見ながら進めていくのがフォローアップ委員会の方の作業です。今はまだその作業をやっております。

さっき岩崎先生が言われたことは、まさに棚卸しといいますか、フォローアップの中でやるべきことかなと思いますので、むしろそういう視点をどんどん言っていただき、それをフォローアップの方にもつなげていきたいと思います。

それと、さっき岩崎先生言われた話も実は前回、坪井委員からご指摘された話で、連合でやりたかったけどできなかったこと、今苦しんでいること、そういうことを教えてほし

いということがありましたので、それをとりあえず事務的につくって見たんですけど、これを設立過程の経済界と一緒にやってきた議論のところから見直して、どういうことはやるべきだったけどできなかったかということをしかりと、7年と2カ月ぐらいの歴史をちゃんと踏まえてやっていかないといけない。ちょっと時間はかかるかもしれませんが、そういう成果はあり方検討会にもしかり出していきたいなと思っています。

○委員（坪井ゆづる） 今、山下委員の話に、もっと尖ったことができないのか、みたいな趣旨のことおっしゃいましたけど、基本的に各都道府県がオーケーしたことしか書けないわけですよ。そうだとすれば、尖れるわけじゃないですか、というのが素朴な私の印象です。どこか、うちの県はやらないからねとか、参加しないよ、みたいな運びを多分していないと思うので、みんながまとまれるものという、どうしても抽象化して丸くなっていくでしょう。だから、存在感も薄いわけですから、そこをどうやって脱皮するのかって、私もやって欲しいと思いつつ聞いていますけど。

1つ確認したいのは、自治体なんですよ、広域連合というのは、何か条例とかつくったことがあるのですか。たくさん条例はつくっているんですか。

○座長（新川達郎） どちらかという、準則的な、団体としてどう動いていくかみたいなそういう条例が多い。

○委員（坪井ゆづる） 何かこれをみんなで守って、こうやっていこうよみたいな。これをみんなでやっていこう。そのためにはこうしようみたいな、前向きなというか、積み上げていくようなというか、何か制限するようなものじゃないんですよ、基本的に。そういうのをつくろうと思えばつくれるんですか、仕組みの上では。

○座長（新川達郎） 基本的には、連合の規約がありますので、そこに載っかってる業務であれば条例は制定できます。権限の範囲内ですので。ただ、実際に連合委員会、あるいは議会でご同意が得られるかどうかは私もよく分かりません。

○委員（坪井ゆづる） 例えば、奈良とか、京都とか、こんな観光地があるんだから、全国一厳しい禁煙条例を広域連合として実施できたら、きっと我々はすぐ書く、記事にします。そんな目立つことやって欲しいなと言うのが素朴な印象です。

○座長（新川達郎） 禁煙条例なんかいいかもしれませんね。ぜひやって欲しいのですが。

○委員（向原 潔） 広域連合の話が続いています。実績を見直してやれなかったことを一度振り返るとい話なのですが、今回の関西財界セミナーでも感じたのですが、これは以前から考えていたことなのですが、関西広域連合への期待がもっと高まってこないといけないと思います。実績を示せば、相当多くの人がかかりの実績を上げていることは理解できると思います。広域行政の有効性についても、かなりいろいろなことで有効だと理解されてくるとい思います。実績を示すということに加え、今後こういうこともできますよということも示すべきだと思います。非常に重要だと思うのです、実績の振り返りと今後どういうことができるかということが。

経済界ですら、せつかく関西にしかないこういう組織があるのに、活用する意識は乏しいと思います。もちろん一部の人にはあるのですが、関経連では会長とかも強く言われているのですが、経済界全般に広がってこない。また住民の支持というか、期待も高まってこないというのが現状です。せつかく成果を上げているのに、こういう広域行政体ができたとはい何かもったいないなという感じがします。期待が高まるのが原動力になり、

推進することにもつながるのではないかと思いますので、そういう形でまとめていただき、また方向性を示していただけたらと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

なかなか、実績は山ほどあるんですけど、1つ目立ちにくいかなというところもあって、ここをどういうふうにアピールするか。これ、その他のところでも大きなPRの課題ということにはなっているんですが。本当にいろんな新しい試みもありますし、成果も上げているんですけども、なかなか世間一般的には着目していただきにくいところが多いと言えは多いということもあります。

○委員（篠崎由紀子） 着目していただくことも考えながらなんですけど、広域行政のあり方、今日の資料1に中間まとめの考え得るテーマや課題というの、非常に抽象的なレベルで書いてございますよね。広域インフラではリニア、3空港とかいろいろ書いてあるのですが、参考資料4の中に、着手ができていない事務の例としてほとんど同じ言葉が書いてある。

なぜ、これが取り組めないのかということと、それはもういろいろ原因がありますし、利害調整の困難もあれば国が認めないということもあると思うんですけど、私はもうちょっとブレークダウンして書き込むべきだと思います。その上に書いてある設立後の新たな取り組み、これはトピック的な、イベント的な取り組みがどうしてもメインになる、琵琶湖は別にいたしまして、ワールドマスターとか観光、万博誘致とか。

やはり観光というのが共通的にコンセンサス得やすいし、みんなが効果を得られるという意味で、そういう意味ではマスターズと、万博が誘致できるかどうかはこの秋に決定するんですけど、この2つのイベントを目玉にしながら、次には、例えば観光統計をとろうという話も昔ございましたよね。

統計分野でとここにも書いてあるんですけど、網羅的に統計をとというのじゃなくて、観光統計をまず作りましょう。それでマスターズや万博が来た場合にはどういうふうな利用ができるか、どういうことをやっていくか、具体的にもう少しブレークダウンした方が良いものがあります。一方では、なかなか実現までに時間が掛かるような、広域インフラの話とか、少しメリハリを付けてお示しいただくと、具体的なところでまず注目は引けると思います。

それと、日本の場合、日本の場合というより大阪の場合ですね、私は大阪万博以降に関西圏が衰退してきたということをしごく記憶していて、これは、その後の国の強力な産業振興を中央集権でやられたということなど、色々な原因あったと思うんですけど、その反省に立って、私はこの万博誘致はいいんだけど、その後はどうなのということを考えると、こういうイベントのための観光振興計画、これがイベント後の恒常的な観光振興計画になっていないとだめだと思います。

例えば、ロンドンのオリンピックでは、空間的には、ロンドンのオリンピックパークは、会場計画は、会場がなくなって、その後の恒常的な利用状況を想定した計画を並行して作っています。それから文化振興でもそうです。

ですから、そういう形で観光に関してマスターズと万博というイベントを盛り込みながら、事前の計画、その後の恒常時の計画、それに伴って観光統計を実施するとか、あるいは観光税をどういうふうこれから関西全体として考えていくかという議論をするとか、何か大きなテーマとして、これ非常に分かりやすく効果が見えやすい、そんな事業を掲

げると、みんな飛びつくのではないかなと思うんですね。

それを少し前面に出しておきながら、最初の資料1に書いてあるような、抽象的に書くことがあってもいいのではないかなと思います。どうしてもテーマでも、課題でも、抽象的で、レベルを統一なさるんですけど、例えばという形で、具体的な言葉で書くことがあったらいいと思っております。

○委員（山下 茂） 私は東京に住んでおりますので、関西に来ると観光客の目も持っておるんですけども。お話を聞きながら、外国の人がたくさん来るようなイベントですよ、そうすると、個々の府県で一つ一つ、お互いお客さんの引っ張り合いはするんでしょうけれども、そもそも関空におりてもらわんと話にならんわけであって、そもそも関空におりてもらおうということについては、関西みんなで力を合わせて引っ張ってくる。そこから先どこ行くか、お互い競争し合ってしっかり取り合いをしなきゃいけないんでしょうけど。そもそも対外的、国際何とかみたいところでPRしていくときの、関空におりなさいよ、関空ってすばらしいのよというところのPR、その仕方は、これは共同でやることでしょうし、民間の方も一緒に当然やれることでしょうと思うんですね。

それから今、東京オリンピックや何やらでいろいろやっているのを見ると、ユニバーサルデザインという話で、ちょうどシルバーの何とかと聞いて、私なんかシルバー世代でございまして、確かにまだまだいろんな交通関係のサインですね、私は公共輸送機関しか使わない人間ですから余計気になるんですけども。

やはり、この際、1つ、こういう機会に改めてユニバーサルデザインみたいなものを関西域全体で、よそから来た人間が戸惑わないように。ここは、よその人間のためにある程度同じにし、それで各地域の個性は別にそれに付加していただくという共通の政策の基礎部分と各地域独自部分とが矛盾しないでやっていけるような仕掛けをご相談いただくと。

特にシルバーなんていうのは、ユニバーサルデザインであれば、いずれ若い人も年とるわけですし、障害を負った人にとっても非常にいいことですから、ぜひそういったことを共通政策として考えて、各県独自性はそれにくっつけてよねというアプローチをしていただくという議論がちょうど観光なんかだとできるんじゃないかと。しかもイベントに関わってですね。これは将来に向けてずっとつながっていくし、そこで暮らす私たちや日本人の観光客にとっても非常にありがたいお話になってくるわけですから。関西って人に優しいんだねというところを、それで売って出ていただくというのは使えるんじゃないかと思えます。

そういう類のお話だと、あんまり利害対立って話にも多分ならないし、サインを変えるというのは、これは多分金が掛かる話で、あれこれ議論はあるのでしょうけど、それはそれでまたいろんなお金の仕掛けや仕組みとかいろんなものができるようにしていかないかなんでしょうが、そういったことにも確かにあるなとお聞きしながら感じました。

私なんか外国に行ってるときに、帰ろうとしたときに、あれスペインの空港だったかな、いきなり関西空港かと尋ねられた。当時、和歌山にいたものですからそりゃ関西空港なんですけど、言わないうちに関西空港かと聞かれましてね。何で分かるんだ、このお婆さんと。人の顔で、我々の顔見たら関西って言うんだらうかと。これは大したものだなとそのとき思ったことがあるんです。

やっぱりそういうパターンですね。成田なんて言わさないで関西と先に言わせるという、

そこへ持っていくというのが関西全体にとってはプラスになると思うんですね。旅行エージェントなんかをうまく取り込んで理解をしてもらうということですね。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

今までにも観光、特に外国向けの発信とかも、プロモーションも随分やってはこられているんですが、なかなか、やっぱり、今、山下委員がおっしゃったように、壁を越えられない状態というのがひょっとするとあるかもしれません。そのあたりも少し原因を探りながら、このあり方検討の中でも具体的な、篠崎委員からもありましたが、具体的な例を出して、考えていく必要があります。一般的に強化しないといけないところはあるんですけど、具体的な例を出して、こういうところはこんなふうにしていけば、これからの関西広域連合はもっともっと大きな役割を果たす、あるいは役割を変えていかないといけないところがありますよねという、そういう議論の仕方も当然ありますので、これは次年度、新年度の話になるかもしれませんが、その方針ぐらひは今回の中間まとめでも出しといていいのではないかなと思います。

それから山下委員と坪井委員の間で議論があった部門別の計画、これをどう考えるのかというのは、これはこれとして1つ課題かなと改めて思いながら聞いていました。

○委員（山下 淳） 補足ですけど、それこそフォローアップの話ともつながってくるんですが、今のように、それぞれ府県が担当して分野別の広域計画をつくっていくという形で本当に望ましい広域計画できるのかというところにむしろ次のステップとして踏み込んでいく。そうすると、関西広域連合の今の体制でいいのか、あるいはもう少し、関西広域連合の枠は残しながら別のガバナンスをつくらないといけないのか、あるいは広域連合を超えるようなものでないといけないのかというふうに議論を進めていけるのではないかなと思ったわけです。

現状は坪井委員がおっしゃるようにそのとおりでろうと思うし、逆に、もうちょっとだけ言えば、広域計画が、だから府県なり、あるいは市町村の当該分野に関わらない広域的なことだけの広域計画になっているから問題があるとも言えるし、そのあたりを、じゃあこんな計画でいいんだろうか、関西の計画として。じゃあどうつくったらいいんだ、どういう体制がいいんだというところまでフォローアップの方でやっていただけるのか、それはこっちなのかよく分からないけどと思ったということです。

○委員（坪井ゆづる） 要するに、計画をつくったらうちの県は損じゃん。隣は得するけどうちは損じゃんという計画は絶対につくらないですね、今の状況では。でもEUは、自分の国には不利かもしれないけども、しゃあないやろ、EUみんなで作るんだからという理屈で多分やってらっしゃると思うんですね。

そうすると、関西全体を考えたら、これはしようがないというような動機づけみたいなものができるんでしょうか。それがあればいろんなことが、山下委員がおっしゃったようなことができると思うんですけど、それがなければ、だめだよ、京都は得するけど、うちは損するからとかって、みんなが言い出したら何もできないのが多分、私はこの7年のうちほとんどそういうことがあったんじゃないのかなと思っています。そういう関西全体だからやろうよというようなことをつくっていったらいいなとは思いますが。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。そういう例で先ほど申し上げたのが、非常に数少ないんですけども、琵琶湖・淀川の研究会というのは、そういう意味では市町村や、あるいは民間団体や国も含めて、マルチステークホルダーという言い方をしていま

したけれども、新しい関西圏域のガバナンスを、なお関西広域連合をベースにしてつくっていったと、そういうところがあります。本当は広域計画もそういうベースでつくればいいんですが、今のところは残念ながら連合構成団体内部の計画にとどまってしまっているというところがあると思います。これをどう開いていくのかというのはこれから私たちも議論しないといけないかなと思っています。

特にEUの場合で言えば、岩崎先生からもお話しありましたが、1つはやっぱり多数決の議論。それからもう一つ、最近のリスボンプロセスで大幅に取り入れられてますけれども、いろいろ、それぞれの国ごとに文句がきつとあるんだろうというので出てきたのがオープン・コーディネーション・メソッドとかという言い方をしてますけれども、要するに方向は出して、それを公開しながら各国とやりとりをして、その中で調整を探っていく、着地点を探っていくような手法もあります。

このあたりも今後の関西広域連合の進め方の中で当然いろいろ議論はありますが、それを内部にとどめるのではなくて、関西全体の公益というか、共通の利益みたいなどころにどう結びつけていくのか、そういう議論の仕方というのものもあるかなと思ってます。

だんだん政治向きの話になったので、そろそろ時間も来ておりますが、これぐらいにはしたいと思いますが、各委員から何か今後の論点があればいただければと思います。次回また中間まとめをもう一度ご議論いただきたいと思っておりますけど、次回に向けて何か課題とか、あるいはこういうところを強調しておきたいとかございましたら。

どうぞ、山下委員。

○委員（山下 茂） 今日の資料の1ですけれども、未定稿とつけていただいているわけですが、これはさらにまだ意見を申し上げたいと思う部分がありそうな気がするのです。私、かなりごちゃごちゃ言って、かなりご迷惑をかけてると思いますけれども。ゆっくり、じっくり見ないといけない部分が多分あると思いますので、本当にこれでまとめだとなってくるとすると、なお意見を申し上げられる機会があるのかどうかと、またその点についての確認を教えていただきたいんですけれども、いつごろまでとかいうのがあるのか。

○座長（新川達郎） そうですね、座長としては、もう次回のこの委員会では一定取りまとめをしたいと思っておりますが、それまでの間は検討期間と考えたいと思っておりますが、事務局ではどういうふうに今のところスケジュールはお考えでしょうか。

○委員（山下 茂） 取りまとめという場合に、こういう項目を並べるようなのが取りまとめと、今の段階での取りまとめと理解すればいいのか、それとも何か文章が出てくるような話をイメージしなきゃいけないのか、そこを教えていただけますか。

○座長（新川達郎） 事務局のイメージはどうでしょうか。

○事務局 基本的には論点、今年度の諸外国の事例を踏まえて来年度に予定しています。関西広域連合のあり方につなげていくための論点と、今後の進め方についての集約されたものというのがこの中間まとめのイメージ、こちらの考えているところです。

○委員（山下 茂） こんな感じのイメージでつくって行くということですか。論点らしきものを。

○事務局 先生おっしゃるとおりです。論点表と考えていただければいい。その論点ごとに、この場で過去7回議論していただいたときに各委員の先生からいただいた発言については、議事録からの抜粋のような形で整理するものも資料として併せてつくりたいなと思っておりますけれども、3月22日に予定しております連合委員との意見交換に向けて

は、この論点表というのが半年間のまとめであるというイメージで整理できればと思っております。

ですから、まだまだ対立する意見が仮にあったとしても、あるいは、関西広域連合が目指すわけじゃないんですけども、いわゆる府県を廃止する道州制とか、そういうものも類型としてはあり得るといような論点としての掲げ方はしていきたいなと思っております。

○委員（山下 茂） そうすると、こういう論点のまとめたものを政治的リーダーの皆さんたちに中間報告として提出すると、そういうイメージですか。

○事務局 そうです。それに基づいて、できればディスカッション、意見交換もあわせてしていただければと考えております。

○委員（山下 茂） なるほど。大体イメージは分かったような気はいたします。

○座長（新川達郎） どのぐらいいい議論ができる論点整理表をつくれるかということは我々の能力にもかかっているんですが、事務局にもよろしくお願いをしたいと思っております。

その他何かございますでしょうか。今日のところはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今日もまた充実したご議論をいただきました。再度、事務局の方で次回に向けてまとめをいただければと思っております。

それから、各位におかれましては、次回の当委員会までの間、お気づきになられた点、事務局は困るかもしれませんが、どんどん事務局の方にお伝えをいただいて、注文がましくどんどんやっていただければと思っておりますし、それがないと、いい論点整理にもならないかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。次回第7回の検討会は、もう既に3月16日で決まっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、その1週間後、3月22日には連合委員会の皆様方と意見交換の場を設けたいと思っておりますので、是非ご協力のほどお願いをいたしたいということで、本日のまとめにさせていただきたいと思っております。

今日も本当に各国の事例の扱い方、連邦制か単一制か、あるいは連邦化しつつある国とかといういろいろな観点で少し各国の整理をしていくということをいただきました。そして、そのときに各国の地方分権が本当にどういう経緯で進んでいるのか、進んでいないのか、どういう力が働いていたのか、このあたりもクリアにしながら、そして私たち自身も、底流としてはこの分権ということをしっかり考えていかなければいけないということがあると思っておりますので、そこをどこをどんなふうに各国から学んでいくのか。

そのときに今日お話があったのは、やはり政治の仕組みもありますし、政治の動きもあります。こういうところをどう考えて、そしてそれを関西がどう考えていったらいいのか。経済の仕組みや動きもありますが、これもこれまでの経緯も含めて世界ではどうだったのか。そして一方、我が国、特に関西ではどうだったのかという、そのあたりのチェックも改めて必要かなと思っております。

これまでの議論で一番大きく抜けていたのが社会のところですか。フランスで言うと、やはり労働組合とかいろんな社会運動が動いています。福祉関係の運動なんかも熱心です。そういう社会セクターの関わりというのがちょっと我々の中では見えにくいということがあります。フランスの場合、州ごとに経済社会評議会のようなものができてたはずなので、そういうところも少し考えていく必要あるかなと思いつつ聞いていました。

いずれにいたしましても、関西広域連合としてできることを積極的に考えていく。それから、これまでの例も踏まえながら可能性を追求していくということです。

あわせて論点整理の中では、是非具体的な事例を少しだけでもいいからアピールをすることができるようなところ、そういうのを例としても挙げながら議論を深めていくということもあっていいのではないかと思います。実際にどういう例をどう取り上げるのかというのは次年度の議論ではあるのですが、そうした頭出しのようなところ、あるいは扱い方について検討しておくということも重要ではないか。それがあると、広域計画のあり方や、あるいは新しい仕事の仕方、そこでの従来の枠組みというのを、枠組みは枠組みとしておいてよろしいわけですが、どううまく使って、そこからある種、脱皮をして、より効果のある、そして将来につながるそういう仕事の仕方を考えていくことができるか。そんな方向付けのところまで今日は議論をいただきました。

そうした点を、少し踏まえながら、今後の体制強化へ、あるいはこれからの他の機関との関わり方、このあたりを事務局で少し取りまとめていただければ、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

済みません、ちょっと余計なこと申し上げたかもしれません。12時を過ぎてしまいました。本当に長い時間ご協力ありがとうございました。

それでは、進行につきましては事務局の方にお返しをさせていただきます。

○事務局 どうもありがとうございました。それでは、資料1に併せまして資料2の表側、あるいは資料3につきましても何卒ご指導、ご助言賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回は、3月16日金曜日の午後3時から5時まで、こちらの会議室で開催させていただきます。また、3月22日の連合委員との意見交換につきましては、詳細が決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

第6回 広域行政のあり方検討会 出席委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	主な役職
岩崎 美紀子	筑波大学大学院 教授
篠崎 由紀子	関西経済同友会 地方分権改革委員会 委員長代行
坪井 ゆづる	朝日新聞社 論説委員
◎ 新川 達郎	同志社大学大学院 教授
<small>むこうはら</small> 向原 潔	関西経済連合会 地方分権・広域行政委員会 副委員長
山下 淳	関西学院大学法学部 教授
山下 茂	明治大学公共政策大学院 教授

◎: 座長